



つばさだより No.269  
2017年4月



|            |               |      |               |
|------------|---------------|------|---------------|
| つばさ薬局 多賀城店 | ☎022(366)8001 | 吉川店  | ☎0229(22)7010 |
| 長町店        | ☎022(308)5711 | 泉店   | ☎022(772)1571 |
| 船岡店        | ☎0224(58)1065 | 若林店  | ☎022(289)8777 |
| 中新田店       | ☎0229(64)1888 | 松陽台店 | ☎022(361)9444 |
| 松島店        | ☎022(353)2990 | 上杉店  | ☎022(212)1126 |
| 玉川店        | ☎022(365)2838 |      |               |

木々もすっかり芽吹き、新緑の葉が茂る季節となりました。  
今回は「セルフメディケーション税制」についてご紹介したい  
と思います。

## セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月1日～2021年12月31日末までの期間、新たに〔セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)〕が施行されました。

薬局で風邪薬等を買った場合などに、どうやったら控除されるのか、どこに申請するのかなどのお話をさせていただきます。

### 1 セルフメディケーションってなあに？

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機関(WHO)は定義しています。軽度な場合、市販薬などを利用することは経済的にも有効な場合があり、医療費の高騰が問題とされている現在において、セルフメディケーション推進が課題の一つになってきています。

### 2 「セルフメディケーション税制」ってなあに？

従来の医療費控除制度の適用条件である、年間の自己負担した医療費が10万円を超えなくても、対象となる市販薬の年間購入額が1万2,000円を超え、一定の取り組みを行った方が適用を受けられる制度です。(本特例の適用条件、詳細は次のページの「対象になる人は？」を参考にしてください) …ただし、ご注意を!!

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を、同時に利用することはできません!!

### 3 税制による税金還付の申請ができる人は？

以下の3つの事項の**全て**に該当する人

- 所得税、住民税を納めている
- 1年間（1～12月）に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている（つまり、例えば特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診などを受けている）
- 1年間（1～12月）で、対象となる市販薬1万2,000円を超えて購入している（扶養家族分を合算）

### 4 いくら税金が戻ってくるの？

扶養家族の分を含めた対象となる市販薬の年間購入額が1万2,000円を越えた部分に**申告者の所得税率を掛けた金額**が、所得税（国税）分として戻ってきます。（1万2,000円を超えた金額が、戻ってくる金額になるわけではありませんので、ご注意ください!!）

**例えば**… 年収400万（所得税率20%）の人が、対象製品を年間5万円購入した場合だと…

- ①まず、所得税（国税）分で当てはまる分は…  
 $(5万円 - 1万2,000円) \times 20\% = 7,600円$  になります。
- ②次に、翌年度の住民税（地方税）分で当てはまる分は…  
 $(5万円 - 1万2,000円) \times \text{個人住民税率} 10\% = 3,800円$  になります。
- ③そして、①+②を合わせると…  
所得税(①7,600円)+住民税(②3,800円)=11,400円 となります。

**来年度の税金が、予定よりも11,400円が安くなる!!**

…というわけです。



## 5 対象となる医薬品は？

### セルフメディケーション

## 税 控除 対象

※本マーク表示に法的義務はなく、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。

| ドラッグストア              |        |        |  |
|----------------------|--------|--------|--|
| 2017年1月4日            | 14時50分 |        |  |
| 領収証                  |        |        |  |
| チョコレート               | 1点     | ¥108   |  |
| ★ アレグラFX             | 1点     | ¥1,728 |  |
| トイレットペーパー            | 1点     | ¥324   |  |
| 小計                   | 3点     | ¥2,160 |  |
| 合計                   |        | ¥2,160 |  |
| (内、消費税等              | ¥160   | )      |  |
| 現金                   |        | ¥3,000 |  |
| お釣                   |        | ¥840   |  |
| 上記正に領収いたしました         |        |        |  |
| ★印はセルフメディケーション税制対象商品 |        |        |  |

レシート  
例

※本マーク表示に法的義務はなく、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。(表示されていなくても、対象製品は本特例の対象となります。)

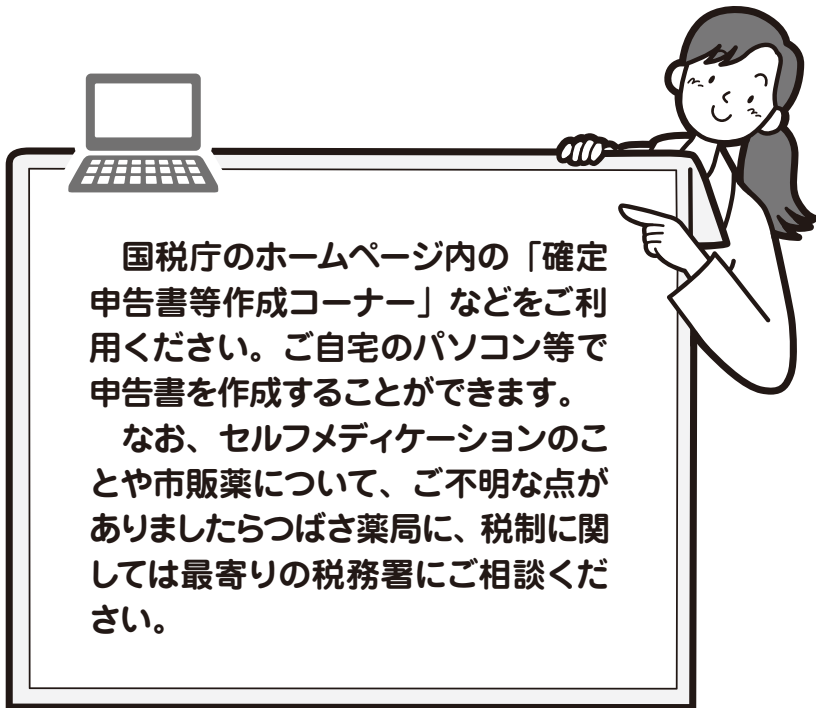
薬局で受け取るレシートには、対象商品に㊤が  
印字されています。

また、医療用医薬品から転用された83成分を含む市販薬(要指導医薬品および一般用医薬品)で厚生労働省ホームページに対象となる市販薬の品目名が掲載されていますので、詳しくはドラッグストア、薬局の薬剤師に聞くか、ホームページをご覧ください。



申告には、1月1日～12月31日の1年間で、対象となる市販薬の購入合計金額を、レシート(領収書)で確認することになりますので、レシートや領収書を失くさないようにしましょう!!

## 6 確定申告はどのようにすればよいの？



国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」などをご利用ください。ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

なお、セルフメディケーションのことや市販薬について、ご不明な点がありましたらつばさ薬局に、税制に関しては最寄りの税務署にご相談ください。

### 参考文献・資料

・大辞林

・タケダ健康サイト

URL: [http://takeda-kenko.jp/kenkolife/kusuri/tax\\_deduction.html](http://takeda-kenko.jp/kenkolife/kusuri/tax_deduction.html)

・厚生労働省

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



## 5月の栄養相談予定 (各店10:00～12:00開催です)

- ・ 9日 (火) 松島店
- ・ 12日 (金) 上杉店
- ・ 15日 (月) 古川店
- ・ 17日 (水) 玉川店
- ・ 22日 (月) 多賀城店
- ・ 25日 (木) 泉店
- ・ 30日 (火) 若林店
- ・ 31日 (水) 船岡店